⑧　６欄の「ハ」は、建築基準法第52条第１項各号（第５号から第７号までを除く。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該敷地について同法第57条の２第４項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率）の限度を記入してください。

⑨～⑰　（略）

第六十一号様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

認定申請書

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑥　７欄の「イ」⑴は、申請区域が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第８号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

⑦～⑳　（略）

４．　（略）

第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

許可申請書

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑥　７欄の「イ」⑴は、申請区域が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第８号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異な

⑧　６欄の「ハ」は、建築基準法第52条第１項各号（第５号及び第６号を除く。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該敷地について同法第57条の２第４項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率）の限度を記入してください。

⑨～⑰　（略）

第六十一号様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

認定申請書

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑥　７欄の「イ」⑴は、申請区域が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第７号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

⑦～⑳　（略）

４．　（略）

第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（Ａ４）

許可申請書

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑥　７欄の「イ」⑴は、申請区域が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第７号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の